

前橋工科大学工学部建設工学科

○正会員 高橋 正紀

前橋工科大学工学部建設工学科

正会員 岡村 雄樹

山梨大学工学部土木環境工学科

正会員 岡村 美好

1. はじめに

バリアフリーという言葉は、当初障害者が日常生活を営むうえでの居住空間を領域として使用されてきた。しかし、今日では人口構造の変化と少子化の進行による高齢世帯の増加や障害者の社会参加などの社会環境の変化により、居住空間はもとより都市空間へとその領域を広げている。

建設白書¹⁾によれば、建設省（現国土交通省）においても平成6年6月の「生活福祉空間づくり大綱」のなかで高齢者・障害者を含む全ての人が快適な都市生活を送ることができるようにするための社会資本（福祉インフラ）を整備するユニバーサル・デザイン導入の方向を打ち出している。さらに、平成12年11月には交通バリアフリー法が施行され、高齢者や障害者に配慮した交通施設等が整備されるようになってきている²⁾。

福祉インフラの整備にあたっては、(1)公共的建築物、(2)道路、(3)公園・緑地、(4)公共交通機関、(5)住宅、等を整備対象としており、東京都や大阪府を始めとする各自治体においては独自の条例が整備指針に基づいて「快適なまちづくり」が進められている^{3),4)}。しかし、自治体独自の条例や整備指針は必ずしも統一されておらず、また、高齢者や障害者にとって何がバリアになるのかは十分把握できていないのが現状である。

そこで、本研究では、歩行空間のバリアフリー化の現況を把握するとともに今後の歩行空間整備の資料を作成することを目的に、現状調査を行って事例データベースの作成を試みた。

2. 調査方法とデータの収集

交通バリアフリー法では、歩道の構造に関する整備基準の概要を以下のように定めている。

- (1) 高齢者、身体障害者等が通常利用する経路を構成する道路には、歩道（自転車歩行者道を含む。）を

設置し、自動車と分離した空間を確保する。

- (2) 車椅子使用者のすれ違いを可能にするために、2m以上の幅員を連続して確保する。車両を乗り入れさせるために歩道を切り下げる場合であっても、幅員2mの平坦部を連続して確保する。

- (3) 視覚障害者の安全な通行を確保するために、高さ15cmを標準とする縁石により区画し、必要に応じて歩車道境界に植樹帯、並木又は柵を設置する。

- (4) 歩道面の高さは、5cmを標準とする。

- (5) 舗装は、原則として透水性舗装とする。

- (6) 勾配は原則として、縦断方向に5%以下、横断方向に1%以下とする。

- (7) 歩道が横断歩道に接続する歩車道境界部の段差は2cmを標準とする。

これらの整備基準を基本にして、前橋市と甲府市を中心に歩行空間のバリアフリー化の現状調査ならびに事例データの収集を行った。

収集した個々の事例は、表-1に示す項目のデータを揃えてデジタル化し、歩行空間の構造に基づいた分類1、分類2により分類・整理を行った。分類1、分類2の具体的な項目を表-2に示す。分類1は、文献3)を参考に、前述の整備基準で対象としている構造よりも詳細なものとしている。

表-1 データ項目

No.	項目	説明
1	データ番号	各事例の整理番号
2	日時	データを入力した日時
3	分類1	歩行空間の構造による分類（表-2を参照）
4	分類2	具体的対象物（表-2を参照）
5	整備基準に対する適否	適否を、○、△、×で表す
6	画像	JPEG形式で保存
7	解説	整備基準に基づくコメント、ユニバーサルデザインにおける考え方
8	場所	データの収集場所
9	備考	

キーワード：歩行空間、ユニバーサルデザイン、事例調査

連絡先：群馬県前橋市上佐鳥町460-1 前橋工科大学工学部建設工学科

表-2 分類1、分類2

No.	分類1	分類2
1	歩車道の分離・区別	縁石、防護策、植樹帯
2	有効幅員	電信柱、交通標識、看板
3	歩道と車道の段差	交差点、細街路との交差点
4	車乗り入れ部	縁石、横断勾配、縦断勾配
5	舗装	透水性舗装、タイル、水路、砂利道
6	視覚障害者用誘導ブロック	配置、色、大きさ
7	マンホール・排水井	蓋、位置
8	横断歩道	交通島、押しボタン信号機
9	立体横断施設	歩道橋、地下横断施設、段鼻・蹴上げ・路面、手すり、踊り場、案内表示、エスカレータ、スロープ
10	自転車歩行者道	
11	民地と歩道の境界	
12	案内表示	表示方法、位置
13	その他	公園の入り口、遊歩道、ベンチ

3. データベースの作成

データベースは、パソコンの OS 等の違いに制限されないようにHTML形式で作成し、Webブラウザで閲覧できるものとした。

図-1 にデータベースの構成を示す。メインフレームから表-2 に示した分類 1、分類 2 の項目ごとに分類した事例データを参照できるようにした。さらに、各事例の整備基準に対する適否を明確にするために、参考にした整備基準も参照できるものとした。

図-2 にデータベース画面の出力例を示す。

4. おわりに

歩行空間の整備は、整備経費や用地の確保等が障害となる場合が多い。また、一度整備した箇所を再整備することも容易ではない。したがって、適切な整備手法の開発や整備基準の策定は急務であるといえよう。そのためにも、今後はできるだけ多くの事例データを収集するとともに高齢者や障害者などの交通弱者といわれる人々の意見も取り入れることにより、データベースの充実を図りたい。

参考文献

- 1) 建設省：平成 10 年版建設白書、大蔵省印刷局、1998。
- 2) 建設省：建設白書 2000、ぎょうせい、2000。
- 3) 東京都：東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル、東京都政策報道局、2000。
- 4) 大阪府：福祉のまちづくり条例 整備基準、1992。
- 5) 前橋らしい道づくり研究会：雷と空つ風と道づくり
- 6) 前橋市身体障害者福祉協会：前橋市身体障害者ガイドマップ、1989

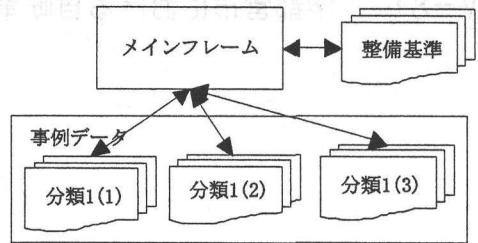
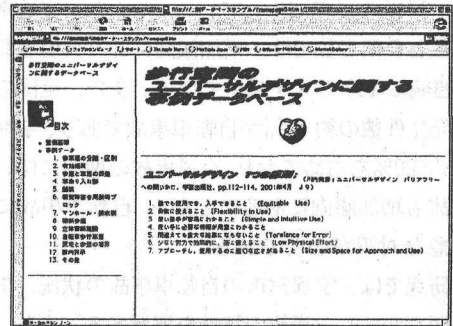


図-1 データベースの構成



(1) メインフレーム画面



(2) 分類別画面



(3) 事例データ画面

図-2 データベース画面の出力例